

関係団体・事業主団体の長 殿

福岡中央労働基準監督署長



「緊急労働災害防止運動」の実施について

日頃から労働基準行政に対しまして、特段の御理解と御協力を賜り厚く感謝申し上げます。

福岡中央労働基準監督署管内における令和6年6月末日現在の労働災害（休業4日以上：コロナウイルス感染症を除く）は、令和5年6月末日現在と比べ、**84件（13%）増と大幅に増加しています。**この原因のひとつとして、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う経済・産業活動の活発化、納期・工期のひっ迫、人手不足などにより、労使ともに余裕がなく安全第一の精神が形骸化し安全第一ではなく、第二、第三などとなり、その結果、基本的な安全状態や安全行動が徹底されていないことが考えられます。まずは、**人命尊重の基本理念に立ち返り、安全第一を再び考え、労働災害を発生させないことを目的として、標記「緊急労働災害防止運動」を展開いたします。**

つきましては、別添リーフレットを①広報誌への掲載、②関係事業場のパトロール等での周知、③関係事業場との会議、集会等での周知をお願いいたします。

※ 不明な点がございましたら、当署安全衛生課（担当：^{やよし}弥吉 092-761-5608）までお問い合わせください。

※ 別添リーフレットは、福岡労働局ホームページの「福岡中央労働基準監督署からのお知らせ」に掲載しております。【福岡中央労働基準監督】で検索して下さい。